

自由民主党・公明党・保守新党の三党と民主党は左記の点について合意した。

一、緊急事態にかかる基本的な法制については、四党間で真摯に検討し、その結果に基づき、速やかに必要な措置をとる。

二、武力攻撃事態対処法第三条第四項に関し民主党が修正するよう求めている事項については、「国民保護法制」で措置する。

平成十五年 五月十三日

自由民主党幹事長

山崎 拓

公明党幹事長

冬柴 徹三

保守新党幹事長

二階 淑恵

民主党幹事長

岡田 克也